

一般社団法人全日本大学準硬式野球連盟

定 款

令和8年2月10日 作 成

一般社団法人全日本大学準硬式野球連盟
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日本大学準硬式野球連盟と称し、英文では、All Japan University JUNKO Baseball Association (略称JBA) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、公益財団法人全日本軟式野球連盟の傘下の全日本大学軟式野球協会に所属し、全国9地区の大学準硬式野球連盟を統括して、準硬式野球を通じて、学生生活の健全明朗化とともに体力の錬磨と人格の向上をはかり、併せて準硬式野球の健全な発展普及と加盟校の融和親睦を目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 大学準硬式野球の大会の企画・運営・開催
- 2 準硬式野球の研究・指導・普及・振興
- 3 準硬式野球に関する刊行物の発行やSNSの活用による広報・情報発信
- 4 大学準硬式野球の国際交流のための学生の海外派遣
- 5 各種スポーツ団体との連携協調
- 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 北海道地区、東北地区、北信越地区、関東地区、東海地区、関西地区、中国地区、四国地区及び九州地区の9地区（以下個別に「地区」という。）の大学準硬式野球競技団体を統括する各地区連盟（以下「地区連盟」という。）のうち、この法人の目的に賛同する地区連盟は、この法人の理事会の決議を経て、この法人の加盟団体

となることができる。

- 2 加盟団体は、各地区に1つとする。
- 3 加盟団体は、この法人に対して、当該加盟団体を代表する者1名を定め、会長に届けなければならない。なお、加盟団体を代表する者が変更した場合も同様とする。
- 4 加盟団体はこの法人に対して、別に定める加盟金を毎年支払わなければならない。

第4章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 加盟団体を代表する者及び加盟団体から推薦された者
 - (2) 普通会員 加盟団体に属する準硬式野球競技団体及び当該団体に所属する個人
 - (3) 賛助会員 この法人の事業に協力又は支援するために入会した個人及び団体
 - (4) 特別会員 第31条に定める個人
- 2 設立時社員のほか、前項に定める正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第7条 この法人の正会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 普通会員及び賛助会員の入会に関しては、理事会が別に定めるところによる。

(会費の負担)

第8条 正会員及び普通会員は、この法人の活動に経済的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 当該会員の行為が、会員としての地位にふさわしくないと認められ、当該会員を除く全ての社員がこれに同意したとき。
- (4) 会員が死亡し、又は解散したとき。
- (5) 加盟団体から推薦された正会員である学生が、卒業その他の理由により学生としての地位を喪失したとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事会において別に定める手続きにより、任意にいつでも退会すること

ができる。

(懲戒)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、本条第4項に定める決議を経て、その会員の懲戒処分を行うことができる。

- (1) この法人の定款、規則その他の規程に違反したとき。
- (2) 職業行為に関して法令に違反し、刑事罰又は行政処分を受けたとき。
- (3) この法人又は会員としての信用と名誉を著しく傷つける行為をしたとき。
- (4) その他、会員として不適当と認められる重大な事由があるとき。

2 懲戒は、次のいずれかの方法により行う。

- (1) 戒告
- (2) 定款その他の規程により会員に与えられた権利の停止
- (3) 除名

3 懲戒処分を行うにあたっては、その事由に該当すると認められた会員に対し、理事会において、決議の前に、十分な弁明の機会を与えなければならない。また、前項第3号に定める懲戒の場合は、当該会員に対し、社員総会の2週間前までに、当該総会において除名を審議すること、かつ、その決議の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。

4 懲戒の決議は、前項に定める手続を経た上で、次のとおり行う。

- (1) 第2項第1号又は第2号に定める懲戒の場合は、理事会の決議による。
- (2) 第2項第3号に定める懲戒の場合は、理事会の決議を経た上で、社員総会において、総社員の半数以上かつ総社員の議決権の3分の2以上の多数によって決議する。

5 前項により懲戒が決議されたときは、会長は、書面により、懲戒処分の内容及びその理由を当該会員に通知しなければならない。

6 本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務は、これを免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第5章 社員総会

(社員総会の構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第14条 社員総会は、次の事項に限り決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 会員の除名
 - (4) 入会の基準及び会費等の金額
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
 - (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の通知に記載又は記録された社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(社員総会の種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総社員の10分の1以上の議決権を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載書面又は電磁的方法により、招集の請求が会長にあったとき。

(社員総会の招集及び議長)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、前条第3項第2号の請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、社員総会の日から1週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 会長に事故あるときは、業務執行理事が、理事会が予め決定した順序によって社員総会を招集する。

(社員総会の定足数)

第17条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理人による議決権の行使)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員1名を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の場合における前三条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

(社員総会の決議及び報告の省略)

第21条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(Web会議又はテレビ会議による社員総会の開催)

第22条 この法人は、Web会議システム又はテレビ会議システムを利用して、社員総会を開催することができる。

(社員総会の議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内

- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち2名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事12名以内を、一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。
- 4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等その他の当該理事と政令で定める特殊な関係のある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(選 任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選定された代表理事の中から、会長1名及び理事長1名を選定する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事から専務理事（この法人では副会長と称する。）及び常務理事（この法人では副理事長と称する。）を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、代表理事を補佐して業務を執行する。代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 前項のほか、業務執行理事は、この法人の業務を分担して執行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 必要に応じて理事及び使用人に対して事業の報告を求めること。
- (4) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者の任期又は他の在任理事の任期の満了するときまでとする。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 5 役員は、第24条第1項に定めた役員の数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(特別会員)

第31条 この法人に、名誉顧問、顧問及び参与（以下「特別会員」という。）を置くことができる。

- 2 特別会員は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 特別会員は、この法人の重要な業務につき会長の諮問に応ずる。
- 4 特別会員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則等の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事等の選定及び解職

(理事会の種類及び開催)

第34条 この法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事又は監事から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が理事長にあったとき。

(理事会の招集及び議長)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集し、議長となる。

- 2 理事長は、前条第3項第2号の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会長又は他の業務執行理事が、理事会が予め決定した順序によって理事会が招集する。
- 5 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

- 2 前項に規定する可否同数の時の裁決を除き、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることの理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会への報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。ただし、新任理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も署名又は記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第41条 この法人の事業を推進するために、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、その承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を

受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

（剰余金の不分配）

第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第47条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告がすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補 則

（委 任）

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長の選任及び解任については、理事会の決議を要する。その他の職員は、理事長が任命する。
- 3 事務局長及び職員には、理事会において定めた報酬等の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第14章 附 則

(最初の事業年度)

第52条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第53条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
(省略)

(設立時社員の氏名及び住所)

第54条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。
(省略)

(最初の主たる事務所所在場所)

第55条 この法人の最初の主たる事務所所在場所は、次のとおりとする。
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目27番7号
軟式野球会館5階

(定款に定めのない事項)

第56条 この定款に定めのない事項については、全て一般法人法その他の法令の定めるところによる。